

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月20日

群馬県知事 あて

提出者 〒370-0523  
住 所 群馬県邑楽郡大泉町吉田1201  
氏 名 雪印ビーンスターク株式会社

工場長 宮川 美彦  
電話番号 0276-63-1211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	雪印ビーンスターク株式会社 群馬工場
事業場の所在地	群馬県邑楽郡大泉町吉田1201
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

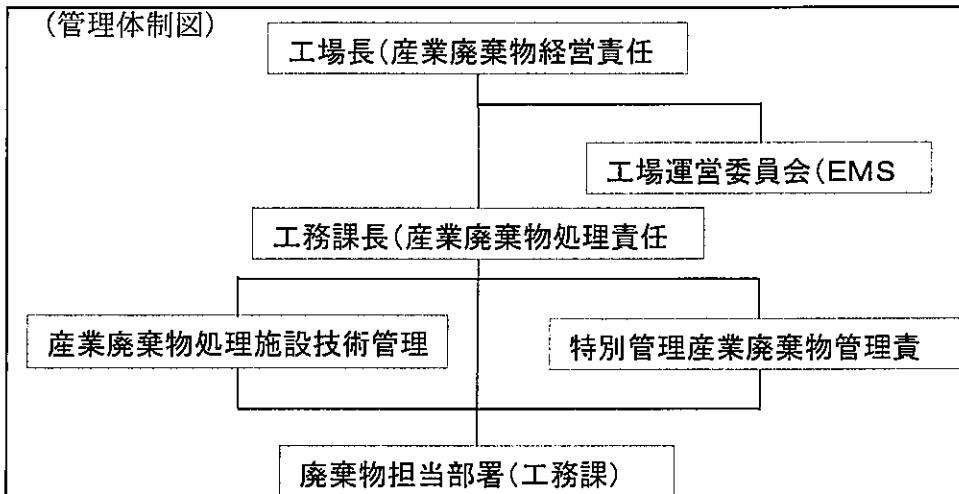
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業 中分類：食品製造業
②事業の規模	前年度出荷額：4,186,553千円
③従業員数	148人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙図 製造廃棄物処理工程参照

(日本産業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	5712.14 t	56.68 t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	排 出 量	5600 t	55 t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビニール類のリサイクル向上に向け廃棄ビニール質の向上</li> <li>・LED化の更なる促進</li> <li>・廃プラスチックの更なる分別</li> <li>・原材料の適正在庫管理の促進</li> </ul>			

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の種類毎に分別</li> <li>・ビニール類の再資源化の為、水濡れ並びに汚れのある物との分別</li> <li>・金属とプラの結合した物は出来る限り分解して搬出</li> </ul>
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別はかなり定着しているが、分別場所が容易にわかる様に改善していく。</li> </ul>

廃油	紙くず	木くず	廃酸
0.77 t	5.45 t	1.22 t	0.02 t

廃油	紙くず	木くず	廃酸
0.8 t	5.5 t	1 t	0.1 t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	動植物性残さ		
0.15 t	4.62 t	t	t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	動植物性残さ		
0.1 t	4 t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量	5435.03 t	t
(これまでに実施した取組) ・微生物活性剤の活用等による余剰汚泥の削減 ・曝気槽微生物の管理強化 ・凝集剤のテストによる含水率の向上			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量	5500 t	t
(今後実施する予定の取組) ・排水凝集剤の量及び他製品のテストによる含水率向上 ・DO計の適正管理による微生物管理の向上 ・定期的微生物管理による状態変化の早期発見 ・曝気槽後段から前段への循環			

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t
t	t	t	t

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（ 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5 年度）実績】	
①現状	産業廃棄物の種類	汚泥	廃プラスチック類
	全処理委託量	277.11 t	56.68 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	276.97 t	5.21 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	55.46 t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

t	t	t	t

t	t	t	t

廃油	紙くず	木くず	廃酸
0.77 t	5.45 t	1.22 t	0.02 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	5.45 t	t	t

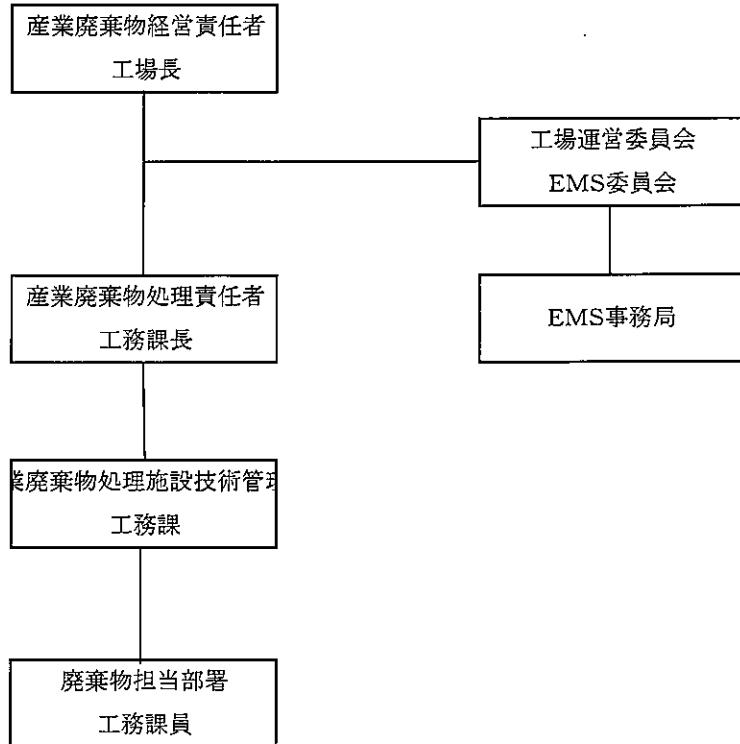
t	t	t	t

t	t	t	t

ガラスくず・コンクリートく ず及び陶磁器くず	動植物性残さ		
0.15 t	4.62 t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

## 別添資料－1

### 1. 産業廃棄物管理組織図



### 2. 管理体制

管理名称	職・氏名	管理内容
経営責任者	工場長	○産業廃棄物に関する組織及び管理体制を確立し、適正な産業廃棄物処理の推進を図る。
産業廃棄物処理責任者	工務課長	○産業廃棄物に関する総合管理 ・産業廃棄物の発生状況とその記録チェック ・処理委託業者の選定及び委託契約の締結 ・監督官庁への法的手続き及び各種報告 ・その他関係する事項
産業廃棄物処理施設技術管理者	工務課	○処理施設の維持管理 ○廃棄物の収集・保管・中間処理の管理 ○廃棄物に関する技術的な確認
EMS委員会(事務局)	工務課	○産業廃棄物に関する各種検討 ・産業廃棄物の減量化及びリサイクル計画の立案及び推進 ・従業員に対する分別等に関する教育の実施 ・廃棄物に関する情報の提供による共有化の推進
廃棄物処理に関する事務処理	工務課 工務課員	○委託処理の集計並びに管理 ○処理経費の集計並びに管理 ○電子マニフェストの管理

### 3. 教育・研修

発生する廃棄物の種類、委託料、処分方法について定期的に報告し、収集及び保管並びに資材調達に関する留意事項等の教育・研修を行う。

- ・運営委員会での管理研修

管理職・主任を対象として、運営委員会において毎月の産業廃棄物処理状況及び管理面での留意点等の研修を実施。

- ・担当者研修

各種産業廃棄物関係講習会に積極的に参加し、法的知識及び技術の向上を図っている。

